

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要 見舞金

犯罪被害にあわれた方やそのご遺族に、経済的負担の軽減を図るため見舞金の支給を行います。

見舞金には、「遺族見舞金」「重傷病見舞金」「性犯罪被害見舞金」があります。

対象となる方	遺族見舞金	①犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、又はパートナーシップ(さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第2条第1項に規定するパートナーシップをいう)の関係にあった者を含む) ②犯罪被害者の収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(子については、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む) ③上記②に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ※給付を受ける遺族の順番は、原則上記①から③のとおりとする
	重傷病見舞金	医師の診断により1ヶ月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病を負った方
	性犯罪被害見舞金	以下のいずれかの性犯罪被害にあわれた方 ㊦不同意性交等(刑法第177条)※未遂は除く ㊧監護者性交等(刑法第179条第2項)※未遂は除く ㊨不同意わいせつ等致死傷(不同意性交等もしくは監護者性交等の罪)(刑法第181条第2項) ㊩強盗・不同意性交等及び同致死(刑法第241条)
支給金額	遺族見舞金…300,000円 重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金…100,000円	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること(ただし、性犯罪被害見舞金のうち上記㊨及び㊩の犯罪については、令和7年4月1日以降に発生したものであること) ・警察に提出した被害届等の書類により犯罪被害を客観的に確認できること ・被害者が犯罪発生時に市民であること 	
申請期間	犯罪が行われた日から1年以内	
支給の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合(ただし、被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く) ・被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆、幫助、誘発する等の行為があったとき ・被害者又は申請者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・その他支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき 	

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要
日常生活等支援に係る助成金

犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族が、その犯罪被害により日常生活を送ることに支障が生じている場合、日常生活等支援に係る助成金を支給します。

日常生活等支援に係る助成金には、「家事又は介護に関するサービス費用の助成」「一時保育費用の助成」「精神医療費用及びカウンセリング費用の助成」「転居費用の助成」「一時避難費用の助成」があります。

これらの助成金は、原則として犯罪被害にあわれた方やそのご遺族・ご家族に一度その費用をお支払いいただき、領収書に基づいて助成金の支給を行う償還払いとなります。

	家事又は介護に関するサービス費用	一時保育及び一時預かり費用	精神医療費用及びカウンセリング費用	転居費用	一時避難費用		
対象となる方	家族・遺族	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、又はパートナーシップ(さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第2条第1項に規定するパートナーシップをいう)の関係にあった者を含む) ・犯罪被害者の二親等以内の家族(子については、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む) 					
	重傷病を負った方	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断により1ヶ月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病を負った方 					
	性犯罪被害にあわれた方	次のいずれかの性犯罪被害にあわれた方 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> ㉞不同意わいせつ(刑法第176条)※未遂は除く ㉟監護者わいせつ(刑法第179条第1項)※未遂は除く ㊱不同意わいせつ等致死傷(刑法第181条) </td> <td style="width: 5%; border: none; text-align: center;">/</td> <td style="width: 45%; border: none;"> ㉡不同意性交等(刑法第177条) ㉢監護者性交等(刑法第179条第2項) ㉣強盗・不同意性交等及び同致死(刑法第241条) </td> </tr> </table>				㉞不同意わいせつ(刑法第176条)※未遂は除く ㉟監護者わいせつ(刑法第179条第1項)※未遂は除く ㊱不同意わいせつ等致死傷(刑法第181条)	/
㉞不同意わいせつ(刑法第176条)※未遂は除く ㉟監護者わいせつ(刑法第179条第1項)※未遂は除く ㊱不同意わいせつ等致死傷(刑法第181条)	/	㉡不同意性交等(刑法第177条) ㉢監護者性交等(刑法第179条第2項) ㉣強盗・不同意性交等及び同致死(刑法第241条)					
支給金額等	家事 1時間当たり1,500円まで 介護 1時間当たり2,300円まで (利用時間)合計60時間まで	子ども1人につき1日当たり2,500円まで (利用日数)10日まで	15万円まで ※複数の方がこの助成を利用する場合(犯罪被害にあわれた方とその家族が助成を利用する場合など)は、合計15万円まで	20万円まで (回数)1回まで	1人1泊当たり6,000円まで (利用日数)7泊まで (回数)1回まで		
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害により、家事又は介護を行うことに支障が生じていること ・家事又は介護に関するサービスの内容は、調理・洗濯・掃除・買物等の家事、食事・排泄・入浴等の介護とする ・家事又は介護に関するサービスは、これらのサービスの提供を行う事業者から提供され、犯罪被害者等の住居で犯罪被害者等の在宅時に行われるものに限る ・他制度(介護保険や障害者総合支援法等)を利用した場合の自己負担分の費用については助成しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害により、小学校就学前までの子どもを家庭において保育することに支障が生じていること ・一時保育及び一時預かりサービスは、当該サービスの提供や運営を行う事業者や団体により実施されるものに限る ・他の制度等で一時保育及び一時預かりサービスに要した費用に対する助成を受ける場合は、その助成額を限度として、助成金を支給しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的外傷その他深刻な精神的不調が犯罪に起因して生じていること ・医療については精神科等を担当する医師によって外来で行われるもの、カウンセリングについては公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより外来で行われるものに限る ・医療の助成額は、健康保険適用後の自己負担額及び自立支援医療(精神通院医療)制度利用後の自己負担額の全額 ・カウンセリングの助成額は、そのカウンセリング費用の全額 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居またはその付近で犯罪が行われたことにより居住し続けることが困難となっている、もしくは二次被害や再被害を受けるおそれがあること ・転居費用は運送事業者又は不動産業者に支払ったものに限る ・対象となる費用は、転居に係る家財の梱包等の運送費用及び荷造り等の費用、敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・日割家賃その他新たな住居に入居する際に要した初期費用とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居またはその付近で犯罪が行われたことにより居住し続けることが困難となっている、もしくは二次被害や再被害を受けるおそれがあること ・宿泊費用は宿泊施設に支払ったものに限る 		
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること(ただし、性犯罪被害のうち上記㉞、㉟、㊱、㉣の犯罪については、令和7年4月1日以降に発生したものであること) ・警察に提出した被害届等の書類により犯罪被害を客観的に確認できること ・被害者が犯罪発生時に市民であること ・申請者が助成の申請時に市民であること ・申請者が家族の場合、被害者と同居していること 			<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪が令和3年4月1日以降に発生したものであること(ただし、性犯罪被害のうち上記㉞、㉟、㊱、㉣の犯罪については、令和7年4月1日以降に発生したものであること) ・警察に提出した被害届等の書類により犯罪被害を客観的に確認できること ・被害者が犯罪発生時に市民であること ・申請者が家族の場合、犯罪発生時に被害者と同居していたこと 			
申請期間	犯罪が行われた日から1年以内		初診日から起算して3年以内	犯罪が行われた日から1年以内			
支給の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合(ただし、被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合を除く) ・被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆、幫助、誘発する等の行為があったとき ・被害者又は申請者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・その他支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき 						

さいたま市犯罪被害者等支援 各支援の概要 法律相談

犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族が、被害回復のために採ることができる法的手段の説明等を弁護士から受けられるよう実施するものです。

対象となる方	家族・遺族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、又はパートナーシップ(さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 2 条第 1 項に規定するパートナーシップをいう)の関係にあった者を含む) ・ 犯罪被害者の二親等以内の家族(子については、養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む)
	重傷病を負った方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断により 1 ヶ月以上の療養かつ 3 日以上入院を要する負傷又は疾病を負った方
	性犯罪被害にあわれた方	以下のいずれかの性犯罪被害にあわれた方 ㊦不同意わいせつ(刑法第 176 条)※未遂は除く ㊧不同意性交等(刑法第 177 条) ㊨監護者わいせつ(刑法第 179 条第 1 項)※未遂は除く ㊩監護者性交等(刑法第 179 条第 2 項) ㊪不同意わいせつ等致死傷(刑法第 181 条) ㊫強盗・不同意性交等及び同致死(刑法第 241 条)
実施回数	2 回まで(1 回あたり 1 時間を上限)	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪が令和 3 年 4 月 1 日以降に発生したものであること(ただし、性犯罪被害のうち上記㊦、㊧、㊨、㊫の犯罪については、令和 7 年 4 月 1 日以降に発生したものであること) ・ 警察に提出した被害届等の書類により犯罪被害を客観的に確認できること ・ 被害者が犯罪発生時に市民であること ・ 申請者が法律相談の申請時に市民であること 	
申請期間	犯罪が行われた日から 1 年以内	
支給の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者又は申請者と加害者との間に家族関係がある場合(ただし、被害者が 18 歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた 18 歳未満の遺族がいる場合を除く) ・ 被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆、幫助、誘発する等の行為があったとき ・ 被害者又は申請者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき ・ その他支援を行うことが社会通念上適切でないと思われるとき 	